

審 議 経 過

1. 開会

2. 委員長のあいさつ

3. 協議

(1) アンケート結果について

資料を用い、結果の概要や前回(平成28年度)との比較などについて説明を行った。

(2) 第3次計画と第4次計画との相違点について

資料を用い、重点施策などについて説明を行った。

(委員A) アンケート結果を重点的に反映した項目等はあるのか。

(事務局) 前回(平成28年度)との結果と比較し、要望が多くなっている項目等の中で、重要だと考えるものについては重点施策としている。その他のものについては、重点施策としていなくとも各施策の中に盛り込んでいる。

(委員長) 地域福祉計画に盛り込むべきことと、各計画で対応していくことがある。

(委員B) 「地域による少子化対策の推進」が削除されているが、その理由は。

(事務局) 第3次計画では主に婚活の取組が盛り込まれていたが、上位計画にあたる伊万里市総合計画にも含まれていること、婚活の内容については地域福祉計画にそぐわないと考え、削除している。また、少子化の中で子育て支援に関する取組もあったが、他の取組にも含まれているため、重複を避けるため削除とした。

(委員B) 少子化の根本的原因として、子どもを預ける場所が無い等の社会的な壁がある。そのための施策を今回の計画に盛り込むと考えている。婚活だけではない根本的な福祉施策によって、働きながら子どもを育てていく環境づくりが重要だと思う。

(事務局) 仰る通り様々な課題がある。少子化対策については、個別計画(エンゼルプラン)の中でしっかりと施策がある。福祉計画では体系や項目の整理を行っているため、施策が無くなる等ではないということをご理解いただきたい。

(3) 地域福祉計画・地域福祉活動計画素案について

資料を用い、基本目標や重点施策などについて説明を行った。

(委員C) 項目が多い。特に力を入れる施策を絞れないか。

(事務局) 先ほど説明させていただいた3つの重点施策が一番大事なところだと考えている。取組については、前回の計画はさらに多かったが、今回整理して項目を減らして今の素案の形にしている。また、重点施策のどれが一番重要かというのではなく、福祉の分野ではそれぞれに課題を抱えているため、個別の他の計画でそれぞれ取り組む必要がある。

(委員長) 地域福祉計画では具体的な施策をどこまで行うかの表記が難しい。それぞれの個別計画との整合性を見ながら横に繋いでいく仕組みが地域福祉計画であるため、分かりづらいところはあるかもしれない。

(委員D) 「なんでも福祉の相談所」について具体的に説明してほしい。

(事務局) 社会福祉協議会が事務局となり、高齢者施設や保育園等、小規模の社会福祉法人が連携して市の地域公益活動推進協議会を立ち上げている。その地域貢献活動として、各事業所の相談窓口を「なんでも福祉の相談所」として開設している取組をここで挙げている。

(委員D) 社会福祉協議会ではなくそれぞれの事業所で行っているということか。

(事務局) 社会福祉協議会でも相談可能。相談窓口を地域の中で協力して実施されるよう取組を行っている。

(委員長) 障害者施設に子育ての相談があった場合はどうなるのか。対応できる場に繋ぐということか。

(事務局) その通り。必要な機関に繋ぐ体制を構築している。

(委員E) 「公共交通機関の維持」とあるが、福祉の分野でデジタル技術を活用し、伊万里駅近くにコンパクトな市庁舎を設置することで、交通機関の維持やバリアフリー等、市民に優しい施策ができるのではないか。

(事務局) 市庁舎の建て替えおよび市民会館の取り壊しについて、議会で特別委員会が設けられている。市庁舎については現在、協議が行われている最中であり、将来建て替えとなったときに公共交通機関の維持についても自ずと議論されると思う。

(委員F) 地域のコミュニティバス非常に助かっている。

(委員G) 前回の策定委員会で取り上げられた成年後見制度はどうなっているか。

(事務局) 素案に「成年後見制度利用促進基本計画」とその取組内容を記載している。成年後見制度については、こういった形で計画に盛り込む予定である。

(委員長) 現在は成年後見をできる機関に繋げるというやり方だが、今後は記載にある通り、社会福祉協議会での法人後見事業を実施していかなければならない。成年後見を必要とする人に対して受任する人が少ないことが問題であるため、社会福祉協議会がこういった事業を実施し、そのノウハウをもって成年後見人に繋げていくことをしっかりやっていただきたい。

(4) 「障害」の表記の在り方について

資料を用い、アンケートの回答や意見などについて説明を行った。

(委員H) 所属する会の集まりが近日開催されるため、会としてはそこで意見を募る。自分が所属する地区の会員に意見を訊いたところ、7割ほどが「障がい」が良いとなった。障害児福祉計画の冊子の表題で「障害」という文字を見たときに違和感があった。「障碍」は使い慣れていないため、個人的には「障がい」がいいと思う。

(委員長) 当事者団体の意向や確認はあるのか。

(委員I) アンケート回答期間が短く、会の集まりを開催できなかったため会長に訊ねたところ、「障がい」表記にしている職場や、ハローワークでも「障がい」としているという話を聞いた。「害」の文字にマイナスイメージを持つ人もいる。平仮名の方が明るい柔らかなイメージ。障害があることの責任はその当事者個人にあるという考え方があるが、そうではなく、多数派である健常者が社会の壁を解決していかなければならない。共生社会を目指すならば、柔らかなイメージのある「障がい」がありがたい。

(事務局) 事務局で様々な議論を行ったが、従来通りの「障害」が正論とはいえないのではないかということで、市外の自治体もそういう動きになってきている。市においてもこのタイミングで議論をさせていただいている。審議をよろしく願いたい。

(委員J) 所属する会で毎月定例会を行っているが、この問題は度々議題にのぼる。障害児をもつ親として、「障害」に強いマイナスイメージを持つ人もいる。「障がい」に柔らかなイメージを持つ人もいる。きょうだい児のことを考え、「しょうがい」という言葉そのものに抵抗がある人もいる。どれかひとつに決めるのであれば、事務局が提案したような「障がい」の表記になるということを会員に伝えなければならない。よろしく願いたい。

(委員K) 所属する会では、「害」には「公害」のように負のイメージがある、「障がい」なら柔らかく皆で意識して支え合おうというイメージが持てるということになった。会では、保護者に対して「障害」という言葉は使わず、「配慮を必要とするお子様」という言い方にしている。「しょうがい」という言葉自体、保護者にとっては気になるものであり、別の表記があればいいという意見もあるが、会としては「障がい」の表記を会員の同意として挙げた。

(委員長) 大方の委員が「障がい」表記が柔らかく、理解という面でも望ましいのではないかという意見だった。行政が「障がい」表記を行うことで、少しでも理解や配慮を示していきたいという姿勢は非常に大事だと思う。委員の皆様の見解もあわせ、「障がい」表記になるのかなと思う。とはいえ、すでに運用している計画の名称など、文書の中で「障害」と「障がい」の両方の表記が使われることになるので、こういった考え方で「障がい」表記になったのかというのは市の方でちゃんと伝えていかなければ理解が進まないと思う。そういった点の配慮をよろしく願いしたい。

(事務局) 了解した。進めさせていただく。

(5) その他

第3回策定委員会は2月に開催予定。

パブリックコメントの検証、計画案の最終確認を行う。

4. 閉会